

# 石狩市縦型ショート動画制作業務委託 仕様書

## 1. 業務委託名称

石狩市縦型ショート動画制作業務委託

## 2. 業務の目的

近年、SNS を中心に縦型のショート動画が映像コンテンツの主流となっていることから、本市の自然、歴史・文化等の観光スポットや、豊富な一次産品を用いた食の魅力に係る縦型のショート動画を制作し、観光デジタルマップや SNS 等で発信することで、観光 PR や特産品の販売促進等を図る。

## 3. 委託期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

## 4. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市役所で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 5. 基本条件

- (1) コンセプト  
石狩市の雄大な自然や絶景、伝統的な歴史・文化等の観光スポットや、豊富な一次産品及びそれを用いている飲食店や特産品等の食の魅力を最大限に活用し、「実際に行ってみたい・食べてみたい」と想起させ、石狩市への来訪意欲を喚起する内容とすること。
- (2) 動画の本数及び再生時間  
30 秒程度の動画を 30 本以上
- (3) 動画の仕様  
観光デジタルマップや SNS 等での発信を前提とした、縦型のショート動画とすること。
  - ・アスペクト比率 9 : 16
  - ・解像度 1,080×1,920px
- (4) 動画の言語  
日本語

## 6. 業務内容

- (1) 動画内容の企画  
基本条件のコンセプトに基づく動画内容を企画すること。
- (2) 動画の撮影  
動画の制作に当たり、取材・撮影を行うこと。

なお、被写体となる施設等への許可申請、モデルや必要な資機材の手配、撮影に附随する全ての必要な業務は受託者が実施し、それに伴う費用は受託者が負担すること。

(3) 動画の編集・制作

動画の編集・制作をすること。なお、必要に応じてBGMやテロップ、ナレーションを付加すること。また、動画が無音で再生されている場合においても魅力が伝わる工夫を設けること。

(4) 動画を活用した観光PR

観光デジタルマップや、市又は観光協会のSNSで発信する手法以外に、制作した動画を活用した観光PRを行うこと。(〇〇に掲載する、△△のイベントで発信する など)

## 7. 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。
- (3) 成果物を有効活用するため、受託者は著作権者人格権を行使できないものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本市の許可無くほかに公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 8. 成果品

成果品のMP4データを保存したDVD 3枚